

令和8年

上尾市教育委員会第2回臨時会
議案資料

目 次

議案第 33 号 資料	1
議案第 34 号 資料	2

新旧対照表

意見NO	該当ページ	新（第2回臨時会）	旧（3月協議）	修正内容
1	3、10	<p>目標4 自立する力の育成</p> <p>施策10 キャリア教育・職業教育の推進</p> <p>○キャリアパスポート活用事業(指導)</p>	(新規)	
2	14	<p>目標6 新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進 [重点事業]</p> <p>★児童生徒安全推進事業(学保)《施策19》</p> <p>学校の安全対策について、児童生徒等が安心して学ぶことができ るよう、インターホンが設置されていない市内の小・中学校5校に インターホン(モニター付き)を設置します。学校にインターホ ンを設置することで、来訪者への用件確認や不審者の侵入事案へ の対応が可能になります。</p>	<p>★児童生徒安全推進事業(学保)《施策19》</p> <p>学校の安全対策について、児童生徒等が安心して学ぶことができ るよう、市内の小・中学校にインターホン(モニター付き)を設 置します。学校にインターホンを設置することで、来訪者への用 件確認や不審者の侵入事案への対応が可能になります。</p>	文言修正

◇「上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

令和7年10月16日付けで埼玉県人事委員会からの人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の無給の休暇制度を新設することになった。

そのことを受け、埼玉県議会令和8年2月定例会において「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」が議案として提出され、可決された。

そのことに伴い、以下の内容が追加された。

- 1 学校職員の休暇に「子育て部分休暇」が追加。
- 2 子育て部分休暇を請求するための「子育て部分休暇承認請求書」が追加。
- 3 子育て部分休暇に関し、事由が生じた際に届け出るための「子育て部分休暇変更届」が追加。

これらを市でも運用するため、上尾市立小・中学校職員服務規程を一部改正し、運用できるようにするために改正するものである。

2 改正点

- 1 学校職員の休暇に「子育て部分休暇」を追加する。
- 2 子育て部分休暇を請求するための「子育て部分休暇承認請求書」を追加する。
- 3 子育て部分休暇に関し、事由が生じた際に届け出るための「子育て部分休暇変更届」を追加する。

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部を改正する条例案について

令和8年2月
小中学校校人事課

1 趣 旨

令和7年10月16日付けで埼玉県人事委員会からされた人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の無給の休暇制度を新設する

2 内 容

子育て部分休暇の創設 小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員を対象に、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で取得可能な休暇(無給)を新設する。

【改正前】

【改正後】

【取得例】

- 現行では、子が0歳から6歳に達するまでの期間において1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲内で取得可能な部分休業がある。
- 新設された内容としては、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員を対象に、1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲内で取得可能な休暇（無給）である。

3 施行期日

令和8年4月1日

上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則新旧対照表
 上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和32年上尾市教委規則第4号）

改 正 案	現 行
<p>(休暇)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～8 略</p> <p><u>9 職員が、条例第16条の2に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、第3号様式の2による子育て部分休暇承認請求書をもって、教育委員会に請求しなければならない。</u></p> <p><u>10 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号に掲げる場合には、第3号様式の3による子育て部分休暇変更届をもって、遅滞なく教育委員会に届けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>産前の休業を始めた場合</u></p> <p>(2) <u>出産した場合</u></p> <p>(3) <u>子育て部分休暇に係る子が死亡した場合</u></p> <p>(4) <u>子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合</u></p> <p>(5) <u>子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合</u></p> <p><u>11 職員が、条例第17条に規定する介護休暇を受けようとするときは、第3号様式の4による介護休暇簿をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。</u></p> <p><u>12 職員が、条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、第3号様式の5による介護時間簿をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。</u></p>	<p>(休暇)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 職員が、条例第17条に規定する介護休暇を受けようとするときは、<u>第3号様式の2</u>による介護休暇簿をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。</p> <p>10 職員が、条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、<u>第3号様式の3</u>による介護時間簿をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。</p>

改 正 案

第 3 号様式の 2 (第 10 条関係)

第 3 号様式の 2 (第 10 条関係)

子育て部分休暇承認請求書

請求に係る子	氏 名					校 名				
	続 柄					職 名				
	生年月日	年	月	日	生	氏 名				

整理 番号	承認					請求事由 (業種/職業)	子育て部分休暇の請求期間								請求月日	備考						
	承認者						月	日	から	月	日	まで	曜日/	時間			から	時間	まで	月	日	
1							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
2							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
3							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
4							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
5							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
6							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
7							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
8							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
9							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	
10							月	日	から	月	日	まで		時	分	から	時	分	まで	月	日	

(注) 1 承認欄の署名等は適宜変更又は増減できること。
 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

現 行

第3号様式の2 (第10条関係)

介 護 休 暇 簿

(第一面)

		学校名	職名	氏 名
要介護者に関する事項	氏 名	要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
	続 柄	第1回		
	同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	第2回		
	介護が必要となった時期 年 月 日	第3回		
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定				
第1回		第2回		第3回
申出の期間	申出日	校長	通算期間	申出の期間
年 月 日から 年 月 日まで			月 日	申出日
				校長
				通算期間
				年 月 日から 年 月 日まで
備考				備考
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮				
第1回		第2回		第3回
延長・短縮後の 末日	申出日	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日
(年 月 日から) 年 月 日まで			月 日	申出日
				校長
				延長・短縮後の 通算期間
				(年 月 日から) 年 月 日まで
備考				備考

(第二面)

承認 年月日	請求 年月日	承認			介 護 休 暇 の 請 求 ・ 承 認			備考	
		校長			休 暇 の 期 間	時 間	日・ 時間数		
..	..				年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	
					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時	
..	..				年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	
					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時	
..	..				年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	
					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時	
..	..				年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	
					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時	
..	..				年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	
					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時	
..	..				年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～ 時 分	日	
					年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時	

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には△印を記入すること。

介護休暇の取消し等													
受理 年月日	届出 年月日	受理			休暇の取消し等の期間							備考	
		校長			年	月	日	時	分	時	分		日・ 時間数
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・				年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・				年	月	日まで	時	分	時	分	時	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

現 行

第3号様式の3（第10条関係）

第3号様式の3（第10条関係）

介 護 時 間 簿

（表面）

		学校名		職名		氏 名				
要介護者に 関する事項	氏名									
	続柄									
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居		<input type="checkbox"/> 別居						
	介護が必要となった時期	年 月 日								
連続する3年の期間 年 月 日から 年 月 日まで										
承認 年月日	請求 年月日	承認				休 暇 の 期 間				備 考
		校長				年 月 日		時 間		
. .	. .					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	
. .	. .					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	
. .	. .					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	
. .	. .					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	
. .	. .					年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	
						年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分～	時 分	

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には△印を記入すること。

（裏面）

受理 年月日	届出 年月日	受 理				休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間				備 考
		校長				年 月 日		時 間		
. .	. .					年 月 日から	時 分～	時 分		
						年 月 日まで	時 分～	時 分		
. .	. .					年 月 日から	時 分～	時 分		
						年 月 日まで	時 分～	時 分		
. .	. .					年 月 日から	時 分～	時 分		
						年 月 日まで	時 分～	時 分		
. .	. .					年 月 日から	時 分～	時 分		
						年 月 日まで	時 分～	時 分		
. .	. .					年 月 日から	時 分～	時 分		
						年 月 日まで	時 分～	時 分		
. .	. .					年 月 日から	時 分～	時 分		
						年 月 日まで	時 分～	時 分		
. .	. .					年 月 日から	時 分～	時 分		
						年 月 日まで	時 分～	時 分		

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

新 設

第3号様式の4 (第10条関係)

第3号様式の4 (第10条関係)

介 護 休 暇 簿

(第一面)

		学校名		職名		氏名					
要介護者に関する事項	氏名	要介護者の状態及び具体的な介護の内容									
	続柄										
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居		<input type="checkbox"/> 別居							
	介護が必要となった時期	第1回									
		年 月 日		第2回							
				第3回							
指定期間の申出・指定											
第1回				第2回				第3回			
申出の期間	申出日	校長	通算期間	申出の期間	申出日	校長	通算期間	申出の期間	申出日	校長	通算期間
年月日から 年月日まで			月 日	年月日から 年月日まで			月 日	年月日から 年月日まで			月 日
備考			備考			備考					
指定期間の延長・短縮											
第1回				第2回				第3回			
延長・短縮後の 末日	申出日	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	校長	延長・短縮後の 通算期間
(年月日から) 年月日まで			月 日	(年月日から) 年月日まで			月 日	(年月日から) 年月日まで			月 日
備考			備考			備考					

(第二面)

承認 年月日	請求 年月日	承認			介護休暇の請求・承認				備考
		校長			年 月 日	時 間	日・ 時間数		
..	..				年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	
					年月日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	時	
..	..				年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	
					年月日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	時	
..	..				年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	
					年月日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	時	
..	..				年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	
					年月日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	時	
..	..				年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	
					年月日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	時	
..	..				年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	
					年月日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	時	
..	..				年月日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時分～時分	日	
					年月日まで	<input type="checkbox"/> その他()	時分～時分	時	

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する口にはL印を記入すること。

介護休暇の取消し等															
受 理 年 月 日	届 出 年 月 日	受 理				休 暇 の 取 消 し 等				期 間 日・ 時間数	備 考				
		校長				年	月	日	時			分	時	分	
・	・					年	月	日	から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	まで	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	から	時	分	時	分	日	
・	・					年	月	日	まで	時	分	時	分	日	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

新 設

第 3 号様式の 5 (第10条関係)

第 3 号様式の 5 (第 1 0 条関係)

介 護 時 間 簿

(表面)

		学校名		職名		氏 名		
要介護者に 関する事項	氏名							
	続柄							
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居						
	介護が必要となった時期	年 月 日						
連続する3年の期間								
承認 年月日		請求 年月日		承認		休 暇 の 期 間		備 考
		校長				年 月 日		
						年 月 日から		
						年 月 日まで		
						<input type="checkbox"/> 毎日		時 分～ 時 分
						<input type="checkbox"/> その他 ()		
						年 月 日から		時 分～ 時 分
						年 月 日まで		
						<input type="checkbox"/> 毎日		時 分～ 時 分
						<input type="checkbox"/> その他 ()		
						年 月 日から		時 分～ 時 分
						年 月 日まで		
						<input type="checkbox"/> 毎日		時 分～ 時 分
						<input type="checkbox"/> その他 ()		
						年 月 日から		時 分～ 時 分
						年 月 日まで		
						<input type="checkbox"/> 毎日		時 分～ 時 分
						<input type="checkbox"/> その他 ()		
						年 月 日から		時 分～ 時 分
						年 月 日まで		
						<input type="checkbox"/> 毎日		時 分～ 時 分
						<input type="checkbox"/> その他 ()		

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する口にはL印を記入すること。

(裏面)

		受 理		休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間		備 考
受 理 年月日		校長		年 月 日		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		
				年 月 日から		時 分～ 時 分
				年 月 日まで		

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

◇新設される「子育て部分休暇」について

1 現状

取得可能な職員（子が0歳から6歳に達するまで）においては、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間の範囲内で取得している。（30分単位）

2 改正点

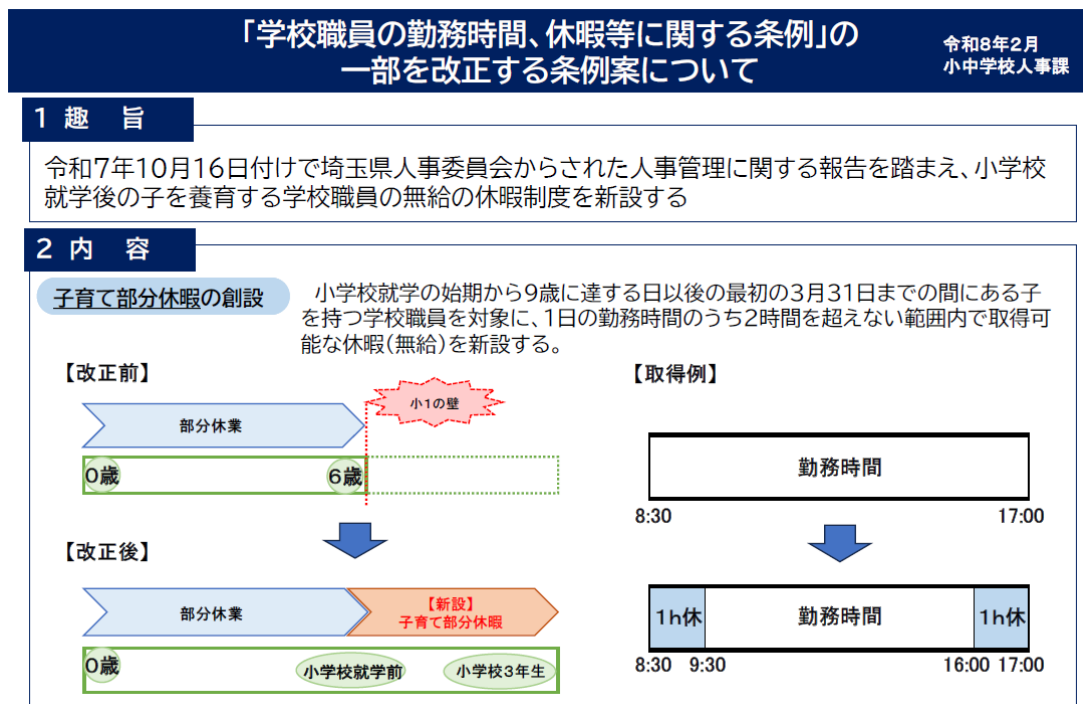
令和7年10月16日付けで埼玉県人事委員会からの人事管理に関する報告を踏まえ、小学校就学後の子を養育する学校職員の無給の休暇制度を新設することになった。

そのことを受け、埼玉県議会令和8年2月定例会において「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」が議案として提出され、可決された。

そのことに伴い、以下の内容が追加された。

- (1) 学校職員の休暇に「子育て部分休暇」が追加
- (2) 子育て部分休暇を請求するための「子育て部分休暇承認請求書」が追加
- (3) 子育て部分休暇に関し、事由が生じた際に届け出るための「子育て部分休暇変更届」が追加

なお、新設された内容としては、小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を持つ学校職員を対象に、1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲内で取得可能な休暇（無給）である。



3 得られる効果など

新設される「子育て部分休暇」を取得することで、子育てと仕事の両立がより可能となり、多様な働き方ができる環境を整えることができる。さらに、現行の部分休業を活用することで最大9年間の取得が可能となり、ワークライフバランスの一層の推進を図ることができる。

4 今後のスケジュールについて

- (1) 令和8年3月30日に実施する第2回臨時教育委員会に議案提出
- (2) 議決後、速やかに各学校に通知し、令和8年4月1日から運用開始とする